平成七年度	○・五五七
平成八年度	○・四七六
平成九年度	○・三九九
平成十年度	○・三二六
平成十一年度	○・二七五
平成十二年度	○・二二六
平成十三年度	○・一七九
平成十四年度	○・一三三
平成十五年度	○・一一七
平成十六年度	○・一〇一
平成十七年度	○・〇八二
平成十八年度	○・〇六四
平成十九年度	○・〇四八
平成二十年度	○・〇三三
平成二十一年度	○・〇二一
平成二十二年度	○・〇〇九

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条及び第二十四条の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ　動機付け支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該動機付け支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八条第一項第三号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに掲げる者」に、「進捗」を「進捗」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ　積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

第八条第一項第四号中「第一号の規定により面接による指導を行った者」を「次のいずれかに該当する者」に、「経過後」を「経過した日」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　第一号の規定により面接による指導を行った者

ロ　積極的支援対象者の健康状態等に関する情報をイに掲げる者と共有する医師、保健師又は管理栄養士（イに掲げる者が当該積極的支援対象者に対する面接の際に勤務していた機関に勤務する者に限る。）

附則第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第八条第一項第一号」を「第三号並びに第八条第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十七号）の施行に伴い、並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の三並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第五条第一項第一号ロの規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令等の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の五条を加える。

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないこととする。

2　前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条第一号において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3　第一項の特定保健指導の実施率（次条第二号において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4　算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二　特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であって当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。